

平成19年第5回辰野町議会定例会議録(1日目)

1. 招集年月日 平成 19年 6月 6日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成19年 6月 6日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀夫
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第1号 辰野町税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第2号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

専決第3号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

専決第4号 平成18年度辰野町一般会計補正予算(第10号)

- 日程第 7 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 5 号 平成18年度辰野町簡易水道特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 6 号 平成18年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 9 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 7 号 平成18年度辰野町公共下水道特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 8 号 平成18年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 9 号 平成18年度辰野町国民健康保険特別会計補正予
算 (第 5 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 10 号 平成18年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会
計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 13 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 11 号 平成18年度辰野町国民健康保険川島診療所特別
会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 12 号 平成18年度辰野町老人保健医療特別会計補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 15 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 13 号 平成18年度町立辰野総合病院事業会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 16 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 14 号 平成18年度辰野町有線放送特別会計補正予算
(第 3 号)

- 日程第 17 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 15 号 平成 18 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 19 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 19 年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 地方自治法施行令第 146 条第 2 項及び地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による報告事項
- 報告第 1 号 平成 18 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第 2 号 平成 18 年度辰野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第 3 号 平成 18 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成 19 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
- 報告第 4 号 平成 18 年度辰野町開発公社事業決算書及び平成 19 年度辰野町開発公社事業計画書の提出について
- 日程第 26 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長 矢ヶ崎 克彦 副町長 赤羽 八洲男

教育長	古村 仁士	総務課長	平泉 栄一
まちづくり政策課長	小澤 辰一	住民税務課長	野澤 修一
建設水道課	根橋 正美	産業振興課長	桑沢 高秋
保健福祉課長	赤羽 敏明	会計管理者	加島 範久
教育次長	白鳥 義政	病院事務長	金子 文武
福寿苑事務長	小沢 睦美	消防署長	丸山 均
開発公社常務理事	竹淵 光雄	代表監査委員	小野 眞一

8. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長 竹入 俊男
 議会事務局庶務係長 飯澤 誠

9. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席 第5番 宇治 徳庚
 議席 第6番 宮下 敏夫

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、平成19年第5回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第5回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

おはようございます。本日ここに第5回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り心から感謝を申し上げます。国の発表によれば、平成18年度、国の法人

税収は好調な企業業績を背景に、昨年比2ケタ増の大きな伸びを見込み、15年ぶりに15兆円を超えると報道されているところであります。法人企業のGNPの20%ぐらいを占める設備投資額は、依然として高い水準にあり、完全失業率や有効求人倍率の数値も改善されているところであります。しかしながら町で実施した「辰野町内景気動向調査」の結果によれば、町内企業は受注の減少、競争の激化、従業員の高齢化や原材料の高騰等の厳しい経営環境の中、18年度は、景気の好転が第3四半期で50.5%と好況感が上昇したものの、19年度第1四半期においては4.5%の落ち込みが見られるという結果になっております。この結果を今後の施策や企業経営の参考資料として活かして、企業が地域活性化の一翼を積極的に担って頂くことを期待しております。町政を取り巻く状況は、平成7年の地方分権推進法施行以降、平成18年度までの三位一体改革により、第1期地方分権改革が終了し、国から地方への権限移譲が図られると同時に、国との関係も上下主従の関係から対等協力の関係に一応表面的には変化してきております。これからの第2期地方分権改革は、ますます地方自治体の自己決定や自己責任が、重要となってきたわけであり、住民と行政の関係も対等協力の関係になり「協働のまちづくり」を基本理念に、今後の「まちづくり」に努めてまいりたいと思っております。国は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、実質赤字比率など4指標の整備と情報開示の徹底を明示してきております。辰野町の健全財政を堅持するために、特別会計や企業会計など、全ての事業における財政健全化への取り組みと、自主財源確保のための施策が必要であり、今後も引き続き企業立町政策における企業誘致を進め、昼間人口の増加から定住人口の増加へと目指す施策に取り組んで参りたいと思っております。辰野病院の移転新築につきましては、2月の病院運営委員会の答申を受け、5月に2回の住民説明会を開催してまいりました。近代医療への対応、医師確保、病床数の適正規模、今後の病院の経営や町の財政状況等々、多くの課題を抱えております。現在の辰野病院を含め、将来の辰野町の地域医療をどうするのか検討が必要であり、住民への情報提供に努めるとともに町民の意向を把握し、最終的な判断を行いたいと考えているところであります。もちろん移転新築の流れの中に

現況はあることを申し添え、議員各位のご理解、ご協力をお願いするところでございます。今月16日からは、第59回辰野ほたる祭りが開催されます。ホタルの発生につきましては、昨年の災害の影響を心配しておりましたが、幼虫の上陸状況も順調であり、発生のピークも祭りの期間中になるだろうと予想されております。幻想的なホタルの乱舞が期待されるところであります。議員各位におかれましても実行委員の立場で、ご協力をお願いするところでございます。さて、今定例会に提案いたします議案は、専決処分関係では、条例の一部改正3件、平成18年度補正予算12件の合計15件、そのほか「辰野町 外国地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例」など条例制定2件、住民要望の強い道路整備や人口増対策、企業誘致等のための道路建設を計画的に推進するための財源確保を図る基金条例など、条例一部改正3件、平成19年度補正予算2件、計7件、合わせて22議案であります。また報告事項といたしまして、平成18年度一般会計繰越明許費繰越計算書など4件であります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶といたします。

○議長

これより、日程に基づく会議に入ります。日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議席5番 宇治徳庚議員、議席6番 宮下敏夫議員を指名いたします。日程第二、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、成瀬恵津子議員。

○議会運営委員長

おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。去る5月30日、議会運営委員会を開催し、平成19年第5回辰野町議会6月定例会の会期ならびに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。平成19年5月30日、辰野町告示第29号によって、辰野町長より6月定例会を6月6日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員正副議長同席のもと、6月定例会の会期ならびに審議日程と議事運営について慎重に審議を行い、委員全員一致決定いたしました。

会期日程ならびに審議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いし、議会運営委員長との報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたします。

○事務局長

(会期日程案朗読)

○議長

お諮りします。本定例会の会期ならびに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご意義ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月19日までの14日間と決定いたしました。日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 辰野町税条例の一部を改正する条例について。日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決第2号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について。日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決第3号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。以上、3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、議案第1号から提案理由の説明を申し上げます。議案第1号 専決第1号 辰野町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。えー、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が、平成19年の3月30日に交付されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものであります。新旧対照表の、ご覧いただいていると思いますが、下線を引いてある部分が今回改正のところであります。まず、23条でありますけれども、法人税法の改正により、人格のない社団、個人等が法人課税信託の引き受けを行う場合に、法人税割

り額によって課税されるよう5号に規定され、新たに納税義務者に加えられたものであります。このうち人格のない社団等は、第3項の改正により、みなし法人として均等割も課されることとなりました。個人には、均等割は課されません。その他は、用語の整理であります。31条であります。23条に法人税法の法律番号が挿入されましたので、この条からは法律番号が削除されるものであります。え一、第95条であります。平成11年度から恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮することの観点から、当分の間適用されていた暫定税率を廃止し、この暫定税率を本則の税率とする改正であります。本則税率が3,298円となります。暫定税率を本則にしましたので、これに伴いましての増減収額、国、地方とも消費税は起きません。131条であります。地方税法施行令の改正により、36条の2の3が削除されたことによる条の繰り上げであります。附則であります。第10条の2、新築住宅等に対するいわゆるバリアフリー改修工事に適用される固定資産税3分の1減額措置を受けるための申告方法についての規定するものであります。同条中、第4項、第5項については、地方税法施行令附則の改正による項の繰り上げであります。第11条の3であります。複合的利用に供する鉄軌道用地について、運送の用に使用しているか否かによりまして、この面積を按分の上、課税評価額を運送の用に供する部分は隣接する土地の価格の3分の1、それ以外については付近の土地の価格に準じた評価額と同額とするように改正されたわけであります。今までは、全体がこのまま3分の1でありました。16条の2であります。本則第95条の改正に基づく改正です。たばこ税暫定税率を規定していた第1項を削除、第2項は関連する内容、用語の整理であります。第17条の2、租税特別措置法が改正され、法第36条の6が、36条の2に統合されたことを受け、36条の6を削除する改正であります。19条の2であります。証券取引法の全部改正によりまして、法律の名称が金融商品取引法に変更されたことによる改正であります。第19条の3ですが、上場株式譲渡所得の特例、軽減税率適用を一年間延長する改正であります。え一、第19条の6であります。特定投資株式の特例に関わる取得期限を2年延長する改正であります。19条の9であります。条約適用利子及び配当の特例、軽減税率適

用を一年間延長する改正であります。第19条の10、日仏租税条例の改正に伴う規定の整備であります。租税条約の規制に基づき、居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、一定額を限度として、その年の総所得額から控除する改正であります。続きまして、議案第2号 専決第2号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。これも地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が、平成19年3月30日に交付されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものであります。内容につきまして、第1条は地方税法の固定資産税の課税標準の特例措置の廃止に伴う改正です。辰野町都市計画税条例第2条第2項について、高圧ガス保安協会が所有しているものであって、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に掛かる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が廃止となった。このことによる項の削除と、これ以降の項がずれるものであります。附則12については、鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場、国立大学、法人等との共同研究施設、脱特定フロン対応型設備に掛かる課税標準の特例措置の廃止に伴い、項がずれるものであります。第2条は地方税法の固定資産税の課税標準の特例措置の追加に伴う改正です。辰野町都市計画税条例第2条第2項及び附則12については、郵政公社の民営化に伴う独立法人郵便貯金、簡易生命保険管理機構、郵便事業株式会社に掛かる固定資産税の課税標準の特例措置の項が追加されたものであります。続きまして、議案第3号 専決第3号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。これも地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が、平成19年3月30日に交付されたことに伴い、辰野町国民健康保険条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものであります。内容につきましては、第2条と第13条の基礎課税額に掛かる課税限度額を、現行の53万円から56万円に引き上げるものであります。えー、以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議の上、原案承認頂きますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○12番（山岸）

えと、議案第2号なんですけれども、この2条関係が、あの、えー、10月1日からの施行になっているわけなんですけれども、それをなぜここで、あの専決処分になるのかっていうことがよくわからないんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが。

○住民税務課長

ちょっと確認させていただきます。

○議長

よろしいですか。

○山岸（12番）

はい。

○議長

えーと、この案件につきましては、即決ということになっておりますので、えー、これは、えー、それでは、ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩 10:20

10:25

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

○住民税務課長

さきほどの件でありますけれども、地方税法がすでに3月30日に改正公布されておりますので、それに基づいて同じように改正したものであります。以上であります。

○議長

よろしいですか。

○山岸（12番）

えーと、10月1日からの施行ということであれば、この議会の中で議案として、専決でなくて、議案として出してもよろしいと思いますし、9月の議会でもあの間に合うような気がするんですけども、専決しなきゃいけないっていうのが、そこらへんわかるようにちょっと、地方税法が改正になって、一括でこれ1条2条っていう形で、整理しなければいけないって

ということなんでしょうか。

○住民税務課長

すでに、あの一、交付されてしまっているのです、これを町としてもやらざるを得ないってような形の専決の処分をお願いしているところでもあります。

○議長

質疑、討論を終結いたします。始めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり採決する、決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することになりました。次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり承認することになりました。次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて 専決第3号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり承認することになりました。日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、専決第4号 平成18年度辰野町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは、議案第4号、辰野町平成18年度一般会計補正予算(第10号)

を提案するにあたりましての提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町税、特別交付税、及び国県補助金などの確定に伴う財源組替、不用額の調整などにより、総額 1,421 万 6,000 円の減額であり、予算総額は 85 億 7,884 万 7,000 円となります専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては国県支出金、繰入金など、3 億 5 千 602 万 6,000 円の減額に対し、町税、地方譲与税、地方消費税、交付金、地方交付金、諸収入、町債など、3 億 4 千 181 万円の増額補正となっております。歳出につきましては、総務費では、需用費、役務費など、一般管理費の不用減額、財政調整基金積立金の補正が主なものであります。民生費では、身体障害者等、支援事業など補助費の減額、介護給付費、町負担金の繰り出し金、及び老人保健医療特別会計繰り出し金の減額、児童手当で扶助費の減額、指定居宅介護支援事業では、介護報酬増額に伴う公用車購入の補正が主なものであります。衛生費では、両小野国保病院への負担金の増額、塵芥処理事業の負担金の減額補正が主なものであります。農林水産業費では、水田農業推進事業費、林業振興事業など、不用額の減額補正が主なものであります。商工費では、バス運行費の不用額に伴う減額補正が主なものであります。土木費では、各事業の確定に伴う財源組替と、不用額の減額補正、及び土地開発公社繰り出し金の増額、住宅費では、不用額に伴う町営住宅整備基金積立金への増額が主なものであります。消防費では、常備及び非常備消防費の不用額の減額補正であります。教育費では、小学校中学校教育振興費、及び町民会館管理運営費の不用額の減額補正が主なものであります。災害復旧費では、事業費の確定に伴う不用額の減額補正が主なものであります。なお、繰越明許費では、災害復旧費において、被害箇所金額が多く査定を終了までに期間等を要したため、一部の箇所を除き、平成19年度への繰越手続きを行い、事業を実施するものであります。各事業とも創意と工夫により、需用費など、経常経費の削減に努め、また町税等が増額となった結果、財政調整基金に積み立てをすることができました。以上のとおり、補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○13番（根橋）

4点ほど質問いたします。41ページ、えー、0309の扶助費ですが、これについては、690万多額の不用減額ということでございますけれども、具体的には、あのこれは、どの部分予算に対しては、どの部分の減額になっているかご説明をいただきたいと思います。42ページ、今も説明ありましたが、公用車335万9,000円という多額の公用車購入のようですけれども、これはどのような車でしょうか。それと45ページ、衛生費の0404の19負担金補助の関係ですけれども、これについてはあの、補助金が470万9,000円の減額ということになっていますが、これはどの補助事業が減額になったのか、ご説明頂きたいと思います。最後4番目、その下ですけれども、両小野国保病院の負担金、2,900万円、赤字の補填だと思っておりますが、両小野国保病院の赤字はどのくらいの見通しなのかご説明をいただきたいと思っております。

○保健福祉課長

始めの、いちばん始めの項目でありますけれども、えー、事業コード0309 20の扶助費でありますけれども、690万円ですが、知的それから、えー、身体精神障害者等の訓練等の処置費の減額が、主なものであります。え、42ページのえー、事業コード035218の備品購入費であります。公用車であります。えー、これは、えー、車名はプリウスの車であります。で、これは、えー、外部出張等、あるいは公用等で使う車両であります。お願いします。

○住民税務課長

45ページ、0404の環境衛生事業でありますけれども、浄化槽の関係の補助金であります。

○まちづくり政策課長

両小野国保病院の事務長おりませんので、代わりましてまちづくり政策課のほうで報告をさせていただきますが、こちらのほうは、えー、2,900万、辰野町分の補正をお願いしたところでありますけれども、同額を塩尻

市さんに負担をしていただいておりますので、えー、純損失は5,800万となります。よろしく願いいたします。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて 専決第4号 平成18年度辰野町一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて 専決第5号 平成18年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号 専決第5号 平成18年度辰野町簡易水道特別会計補正予算1号について、提案理由を説明申し上げます。えー、1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,034万3,000円とするものであります。6ページをご覧ください。歳入は、上野簡易水道収入の水道使用料を5万円増額し、繰越金を8万2,000円減額しました。次の7ページをご覧ください。歳出は、上野簡易水道費の内、総務管理費の賃金を3万2,000円減額しました。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて 専決第5号 平成18年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異

議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認すること
に決しました。日程第8、議案第6号 専決処分の承認を求めることにつ
いて 専決第6号 平成18年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第
2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは、議案第6号 専決第6号 平成18年度辰野町小野簡易水道特
別会計補正予算2号について提案理由の説明を申し上げます。1ページを
ご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15万2,000円を
減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,098万とするものであ
ります。6ページをご覧ください。歳入は事業収入の内、水道使用料を5
万1,000円減額し、負担金を10万1,000円減額しました。7ページをご覧くだ
さい。歳出は総務費の内、総務管理費の光熱水費を15万2,000円減額いたし
ました。以上、提案理由を申し上げます。原案承認下さいますようお願い
申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第6号 専決処分の承認
を求めることについて 専決第6号、平成18年度辰野町小野簡易水道特別
会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するに
ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認すること
に決しました。日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることにつ
いて 専決第7号 平成18年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4

号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは、議案第7号 専決第7号 平成18年度辰野町公共下水道特別会計補正予算4号について、提案理由の説明を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入予算の財源の組替でありまして、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億5,274万9,000円とするものであります。4ページをご覧ください。歳入は使用料及び手数料の内、羽北特定環境保全公共下水道使用料を341万2,000円増額しました。5ページをご覧ください。繰入金の内、羽北特定環境保全公共下水道財政調整基金繰入金341万2,000円減額をいたしました。以上、提案理由を申し上げます。原案承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて 専決第7号 平成18年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて 専決第8号 平成18年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

えー、それでは、議案第8号 専決第8号 平成18年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算2号について、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それ

ぞれ 322 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 4,569 万 7,000 円とするものであります。 6 ページをご覧ください。歳入は分担金及び負担金の内、特定環境保全下水道負担金を、 272 万 7,000 円及び滞納繰越金を 10 万円減額にしました。 7 ページをご覧ください。使用料及び手数料では下水道使用料を 40 万円減額しました。 8 ページをご覧ください。諸収入では雑入を 4,000 円増額しました。 9 ページをご覧ください。歳出では、特定環境保全公共公共下水道費の内、工事請負費を 286 万円減額、財政調整基金積立金を 276 万円増額しました。水処理センター管理費の内、需用費を 100 万円、委託料を 212 万 3,000 円、それぞれ減額をいたしました。以上、提案理由を申し上げます。原案承認くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて 専決第 8 号 平成 18 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて 専決第 9 号 平成 18 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号) を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、議案第 9 号 専決第 9 号 平成 18 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号) の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,697 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 20 億 1,529 万円とするものであります。内容につきましては、6 ページから

ご覧をいただきたいと思いますが、歳入の国民健康保険税につきましては、は、付加徴収の決算見込によります一般被保険者分 299 万円と、退職被保険者分 8 万円、合計 307 万円の減額であります。7 ページであります、国庫支出金につきましては、国庫負担金交付決定によります療養給付費負担金 204 万 5,000 円の減額であります。国庫補助金では、保険事業実施等による普通調整交付金 1,669 万 9,000 円、特別調整交付金の 7,890 万 1,000 円の増額であります。8 ページの県支出金では、普通調整交付金 5 万 4,000 円、特別調整交付金 1,213 万 5,000 円の増額であります。9 ページの療養給付費等交付金は、退職被保険者の給付実績による交付金、2,009 万 7,000 円の減額であります。10 ページの共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金 94 万 8,000 円の増額であります。11 ページの繰入金は、一般会計繰入金、保険税減税分 1,000 円、保険者支援分 1,000 円の減額と、基金繰入金 5,576 万 4,000 円の減額であります。えー、12 ページの諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料 3,000 円、退職被保険者第三者納付金等 42 万 7,000 円、出産費貸付金返済金 35 万円がそれぞれ減額補正であります。次に歳出につきまして、13 ページの総務費でありますけれども、41 万 9,000 円の減額補正であります。えー、14、15、16 ページの保険給付費は、療養給付費の決定によります退職被保険者療養給付費 1,072 万 8,000 円、一般被保険者療養費 67 万 8,000 円、退職者保険者療養費 61 万 4,000 円、一般被保険者高額療養費 330 万 3,000 円、退職被保険者等高額療養費 352 万 4,000 円、葬祭費 20 万円、出産育児一時金 140 万円の不用減額及び財源組替であります。17 ページの老人保健拠出金と 18 ページの介護納付金は、国庫支出金の決定によります財源組替であります。19 ページ保健事業費、国庫支出金の決定によります不用減額及び財源組替であります。20 ページの諸支出金は、償還金及び還付加算金の不用額 64 万 6,000 円の減額と、国庫支出金の決定による繰出金 5,275 万円の増額補正であります。21 ページの予備費は、不用額 320 万円の減額補正であります。以上、提案理由を申し上げますので、ご審議の上、原案承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○13番（根橋）

6 ページ、歳入の一般被保険者国民健康保険税の減額、見込み違いという説明でありましたけれども、18年度の国保税の未収と言いますか、滞納と言いますか、その見込みはどのくらいになりますか。

○住民税務課長

すみませんが、持っていませんので。

○13番（根橋）

はい。

○議長

それでは、ここで暫時休憩をします。

暫時休憩 10:56

11:01

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

○住民税務課長

えーっと、18年度とその以前の過年度でありますけれども、18年度この5月いっぱい締めたところでありますけれども、これも約でありますけれども、2264万円、18の単年であります。えー、17以前につきましては5,058万円であります。以上であります。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号 専決処分の承認を求めることについて 専決第9号 平成18年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて 専決第10号、平成18年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求め

ます。

○住民税務課長

え一、議案第10号 専決第10号 平成18年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ59万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ834万4,000円とするものであります。内容につきましては、6ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては、患者数の減少によりまして、57万8,000円の減額補正であります。7ページの諸収入は、福祉医療事務手数料の決定による雑収入1万2,000円の減額補正であります。歳出につきましては8ページ、予備費の59万円の不用減額であります。以上、提案理由を申し上げますので、ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて 専決第10号 平成18年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて 専決第11号 平成18年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号 専決第11号 平成18年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。え一、歳入歳出予

算の総額から、それぞれ 121 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 566 万 9,000 円とするものであります。内容につきまして、6 ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては、患者数の減少によりまして、119 万 2,000 円の減額補正であります。7 ページの諸収入は、福祉医療事務手数料の決定による雑収入 1 万 9,000 円の減額補正であります。歳出につきましては、8 ページの総務費、施設管理費、賃金、4 万 3,000 円。委託料 60 万円の不用減額であります。予備費の 56 万 8,000 円も不用減額であります。以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて 専決第 11 号 平成 18 年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 14 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて 専決第 12 号 平成 18 年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号 専決第 12 号 平成 18 年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2 億 6,131 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 21 億 4,714 万 5,000 円とするものであります。内容につきましては、6 ページをご覧くださいと思っておりますが、歳入の支払基金交付金につきましては、医療給付費の給付実績に伴う医療交付金 8,979 万 3,000 円と、審査支払い手数料交付金 107 万 8,000 円の減額補正であります。7 ページの国庫支出金 1 億

1,813万7,000円8ページの県支出金3,031万9,000円、9ページの一般会計繰入金3,033万5,000円の減額補正につきましても医療給付費の給付実績に伴う減額補正であります。えー、10ページの諸収入につきましても、第三者納付金と返納金の決定による雑収入835万1,000円の増額補正であります。えー、次に歳出であります。11ページの医療諸費の給付実績に伴います医療給付費扶助費の2億5,689万9,000円と医療費支給費扶助費223万円、審査支払い手数料委託料108万8,000円、高額医療費扶助費109万4,000円の減額補正であります。12ページの諸支出金は医療費交付金償還金と、審査支払手数料それぞれ財源組替であります。13ページの前年度繰上充用金は財源組替であります。以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第12号 専決処分の承認を求めることについて 専決第12号 平成18年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認することになりました。日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて 専決第13号 平成18年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

それでは、平成18年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第3号)について、提案の理由を説明いたします。えー、1ページをご覧ください。えー、第2条でありますけれども、年間の患者数であります。入院が3,4010人、外来が99,946人ということであります。えー、なお、第3条に

いきまして、病院事業収益の関係についてご説明いたします。補正額1億2590万円、これでありませけれども、主は医者減員。それから診療報酬の引き下げ、そんなものが原因になりますが、改めて内容は後で説明いたします。また支出の関係に入りまして、病院事業費用の部分ですけれども、これにつきましても、患者数の原因等に並行いたしました諸々の費用の減額であります。まくっていただきまして、2ページになります。えー、4条予算でございます。資本的収入の関係につきましても補正でございますが、2012万5000円。これにつきましては、ほかの会計からの繰入金の補正でございます。えー、支出の資本的支出に関しましては、えー、1,206万円の建設改良に関する減額補正でございます。これは、主に不用額の部分でございます。続いて、第6条でありますけれども、新たに購入いたしました、取得いたしました財産の関係になります。資産の関係になります。えー、医療備品でございます。えー、透析用監視装置、これが非常に老朽化いたしまして、そのために6基を購入したものでございます。続きまして、8ページをご覧ください。えー、収益的収入及び支出の収入の部の説明をいたします。えー、入院の収益の関係になります。えー、入院収益で1日平均患者数が93人、えー、年間患者延数が3,410人ということでございます。これにつきましては、さきほどご説明いたしましたように、それぞれ患者数等々の減少によります減額補正でございます。続いて外来の収益の関係になりますが、1日平均患者数が39人の減。人数では375人ということでございます。えー、これらにつきましても、入院収益と同様の理由をもちまして、減額補正ということでございます。以下、細かい項目がありますけれども、次に、17ページをご覧ください。えー、資本的収支の内容でございます。他会計繰入金でございます。これにつきましては、議案第9号での国保会計でもお示ししてありますように、国保会計からの繰出金の金額でございます。えー、医療機械器具備品の関係で2,100万、健康管理事業として175万ということで繰入をいただきました。まくっていただきまして、18ページでございます。支出の関係になります。医療備品でありますけれども、これにつきましては、えー、項目の中に△上部内視鏡システム、△患者監視装置、この2件につきましては、平成17年度に購入済みに、購入するこ

とができましたので、これを△としてあります。以下、4項目につきましては、えー、新たに今年度購入したものでございますので、よろしく願いいたします。続いて、下の04の土地の関係になりますが、これにつきましては土地購入の不用減額ということでございます。えー、続いてその下の15の委託料の関係になります。これにつきましては、えー、計画調査の委託料、それから敷地測量、それから地質調査、確認申請、実施設計、それぞれの委託料の減額の部分を計上してございますので、よろしく願いいたします。以上、ご説明申し上げました。原案どおり可決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○13番（根橋）

この補正は、これであの収支合わせと言うと変ですけども、あの収入支出合っておりますので、ちょっとあのそういうことではなく、今年度末の病院のいわゆる損益計算と言いますか、実質収支では、いわゆる赤字、赤字と言いますかね、えー、赤字部分というのはどのぐらいになる、ほぼどのぐらいになる見通しなのか、ご説明いただきたいと思います。

○病院事務長

えーと、はい。わかりました。えー、損益収支の関係につきましては、1億4000万円、約でございますけれども赤字となりました。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて 専決第13号、平成18年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。日程第16 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて 専決第14号 平成18年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第3号）

を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第14号 専決第14号 平成18年度辰野町有線放送特別会計補正予算（3号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ20万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、7,488万9,000円とするものでございます。えー、内訳につきましては、6ページをお開きください。えー、歳入では、新規加入者負担金を1万5,000円減額し、有線電話使用料を27万円増額するものでございます。また、諸収入の関係におきましては、加入者設置負担金の3万円の減額、それから雑入の2万5,000円の減額でございます。歳出につきましては、一般管理費及び予備費を不用減額させて頂きまして、基金の積立金180万円を増額するものでございまして、18年度末有線放送特別会計の基金残高は、1億9,320万5,000円となりましたのでよろしく願いいたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて 専決第14号、平成18年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第17 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて 専決第15号 平成18年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは、専決第15号 平成18年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをお開きください。

歳入歳出予算それぞれ3,507万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億1,901万5,000円とするものであります。4ページをお開きください。第2表であります。繰越明許費であります。介護保険制度改正に伴うシステム改修事業としまして、177万8,000円を繰越をさせていただきました。それから、細部につきましては、7ページをお開きください。歳入であります。国庫支出金の関係であります。国庫補助金が218万4,000円の減額。国庫補助金が902万4,000円の増額。それから8ページになりますが、支払基金交付金、これは社会保険診療報酬支払基金からくるものであります。その交付金が73万8,000円の増額。それから9ページの県支出金であります。そちらの関係で120万3,000円の増額、県補助金は逆に205万円の減額。10ページの繰入金であります。こちらの方は一般会計からの繰入金であります。912万4,000円の減額であります。その他一般会計繰入金であります。そちらの方が457万8,000円の減額、それから地域支援事業繰入金が134万9,000円の減額。地域支援事業繰入金が70万1,000円の減額、それから2の基金繰入金であります。当初3,000万円予算計上してありましたが、その分をそっくり減額するものであります。なお、基金の平成18年度末の残高は1億2,672万8,000円であります。諸収入であります。介護報酬であります。268万4,000円の減額であります。続きまして、歳出ですが12ページをお開きいただきたいと思っております。こちらの方は主としまして、不用減額の方であります。01の総務管理費であります。72万7,000円の減額。それから、次の徴収費であります。37万2,000円の減額であります。介護認定審査会費であります。こちらの方も127万7,000円減額。それから14ページになりますが、保険給付費であります。そちらの方のサービス等諸費であります。2,644万6,000円の減額。それから、審査支払諸費であります。129万6,000円の減額、高額介護サービス費137万9,000円の減額であります。それから15ページになりますが、介護予防事業費としまして、8,600万円の減額。包括支援事業・任意事業費であります。353万6,000円の減額であります。それから16ページになりますが、基金積立金であります。こちらの方は、588万2,000円を基金に積み立てるというものであります。以上、ご審議の上、原案承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて 専決第15号、平成18年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり承認することに決しました。只今より暫時休憩いたします。なお、再開時間は11時40分といたします。

休憩 11:25

11:40

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。日程第18、議案第16号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

えー、議案第16号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。国際協力を目的に外国の地方公共団体や外国政府の機関等に派遣する職員の処遇等に関して条例を制定し、辰野町職員の派遣に対応してまいるものであります。えー、この条例につきましては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律、第2条第1項におきまして、市町村が条例を定めることによって職員の派遣が可能になるということと、その第7条の中で派遣に伴いまして、その条件については、国家公務員の給与及び旅費に関する事項を基準に、条例で定めるということになっております。えー、第2条におきましては、派遣する機関あ

るいは対象職員の範囲を指定をさせていただいたものであります。それから、第3条、派遣期間以下につきましては、派遣職員の給与、退職手当条例の特例、旅費の支給等を規定をさせていただきます、派遣職員につきましての報告義務につきまして、第8条で規定をしたものでございます。えー、以上、提案理由を申し上げましたので、原案可決下さいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第16号については、会議規則第37条の規程により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第19 議案第17号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

えー、議案第17号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。えー、パークホテル改築に伴います社団法人信州長野県観光協会への、えー、年賦金の納入が、本年の11月19日をもって終了いたします。えー、それに伴いまして、たつのパークホテルが町有財産となることに伴い、設置及び管理に関する条例を制定したいとするものでありまして、指定管理者に管理を行わせたいとするものであります。えー、設置、管理に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。えー、ご審議の上原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号については、会議規則第37条の規程により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第20、議案第18号 辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、議案第18号 辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。印鑑登録証明書の記載事項から、性別表示を削除するため、条例の一部を改正したいというものです。戸籍法や住民基本台帳法には、氏名、出生年月日、男女の別など何項目も記載しなければならない事項が決められているわけでありませけれども、印鑑証明は市区町村の固有事務の住民サービスとして行われている典型的な窓口事務でありますけれども、この記載事項の決まりがありませんので、特に必要でない男女の別を省きたいということであります。以上、提案理由の説明をいたしましたので、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○13番(根橋)

えー、この印鑑登録については、極めてあの、本人確認をする上では、非常に大事な公文書になっているわけですが、これあの、なから男性でも

女性でもとれるような名前、たとえばヨシミとかメグミとか、そういう名前があつて、むしろ、この現場、いろんなところで本人確認をするには、男性、女性っていうような表示があつた方が、本人確認の上では良いような気がするんですけども、この性別を削除しちゃうっていうなんか特段の理由というか、なんか申し出だとか、そういうようなことがこの背景としてはあるのでしょうか。私はむしろあつた方がいいような感じするんですけど、いかがでしょうか。

○住民税務課長

えーと、あの、本人確認につきましては、免許証など本人を証明するものの提示をいただいて確認をしておりますが、そのほかになんかっていうことでありますけれども、平成16年7月に施行されまして、性同一障害性の性別の取り扱いの特例に関する法律によりまして、戸籍に記載された性別、これが変更することが一定の条件の下に可能となったわけでありまして、こんなことの社会的環境の変化も踏まえまして、地方自治体でも印鑑証明書等の公文書から性別の記載を削除する方向ということで、上伊那の戸籍住民基本台帳協議会における協議も、そんな話し合いが行われまして、それぞれの市町村でも削除しようじゃないかということも背景にあります。以上であります。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第18号 辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号 辰野町基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第19号 辰野町基金条例の一部を改正する条例について、提案の理由を説明申し上げます。辰野町の道路建設の財源として確保しておくため

に、条例の一部を改正するものであります。えー、町道の建設につきましては、辰野町第4次総合計画、後期計画において、基本方針を便利で快適、安全な道路網を整備するとして、町道の改良率を、平成17年度現在 33.9%から平成22年度 34.1%に引き上げることを目標に定めています。しかしながら、国の財政改革の中で地方交付金は削減され、現在の町の財政状況から、道路建設に充てる財源の確保が困難となっています。このような中でも、各区からの道路改良の要望は強く出され、計画的な道路改良等の財源確保が必要となっております。そこで、重点投資に必要な財源の確保のため、道路建設基金を創設するものであります。基金の財源としましては、法定外公共物、一般に言われます赤線、青線の処分金、それと道路特定財源を予定しています。この条例は、交付の日から施行するものであります。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますように、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第19号 辰野町基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、議案第20号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

それでは、議案第20号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正が、平成19年3月30日に交付され、同日から施行されたものに伴い、消防団員等に対する損害補償の適正化を

図るため、条例の一部を改正するものでございます。消防団員等が公務により死亡、負傷、疾病に罹った場合にあつては、疾病が確定した日において、階級及びその階級に任命された日から勤続年数に応じて、表に定める額で計算される補償基礎額が、療養補償及び介護補償を除く損害補償の算定の基礎となります。その基礎額の中に扶養親族加算額があり、被災団員の扶養を受けていた場合に加算されます。今まで配偶者以外の扶養親族に、2人までの1人につき200円、その他何人でも167円、という基準でありましたが、今回の改正により、扶養親族何人でも200円と改正となりました。以上、議案第20号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第20号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23 議案第21号 平成19年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは、平成19年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。この補正予算は、情報センター新システム提案構築のための負担金、県の地域発元気づくり支援金の交付決定による防災ハンドブック作成などの補正予算であります。また、指定管理者導入制度に伴い、20年度以降に、町から軽油負担の生じます施設についての債務負担行為の追加であります。この補正総額は3,769万3,000円の追加であり、予算総額は69億2,769万3,000円となりました。その概要を申し

上げますと、歳入につきましては、県補助金、繰越金、諸収入等の増額補正、及び県補助金が阻止されたことによる、ふるさと基金の減額補正であります。歳出につきましては、総務費では広域連合負担金、防災ハンドブックの作成、地域安全安心ステーション事業補助金、自主防災組織発足、資機材整備補助金であります。衛生費では、不妊治療に伴う助成金であります。農林水産業費では、国庫補助金、国庫補助土地改良事業費で、事業費の増額、町単土地改良費では、細洞溜め池の営農上、必要となる用水量を把握するための調査委託であります。商工費では、上伊那産業振興会運営費に関わる負担金であります。消防費では、災害により死亡された方への遺族補償年金及び退職消防団員の報償費負担金であります。教育費では、臨時職員賃金、南小学校の教材用備品の購入、及び美術館管理費では、財源組替であります。災害復旧費では、災害補修用材料の購入費であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第24 議案第22号 平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、議案第22号 平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,185万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億5,892万2,000円とするものであります。内容につきましては、6ページをご覧ください。歳入は、18年度分の繰越金、1,185万2,000円であります。歳出につきましては、7ページの医療給付費、扶助費の不用減額2,000円と、8ページ、諸支出金は、精算による医療給付費、公布金償還金871万3,000円と審査支払い手数料償還金1,000円、医療費負担金償還金314万の増額補正であります。以上、提案理由を申し上げますので、ご審議の上、原案承認、可決

頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第22号 平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、地方自治法施行令、第146条第2項及び地方自治法、第243条の3、第2項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第1号 平成18年度 辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書。報告第2号、平成18年度 辰野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。報告第3号、平成18年度 辰野町土地開発公社事業決算書及び平成19年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。報告第4号、平成18年度辰野町開発公社事業決算書及び平成19年度辰野町開発公社事業計画書の提出について。以上、4件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号 平成18年度 辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告いたします。いずれも、災害復旧費の関係でございますが、農林施設災害復旧費で、現年災農業施設災害復旧事業におきまして2億762万3,000円の事業費の内、15地区、翌年度への繰越額が8,127万6,000円でございます。えー、同じく現年災林道施設災害復旧事業5億639万円の内、22路線4億8,290万円が翌年度繰越額でございます。公共土木施設災害復旧費におきましては、現年災町単災害復旧事業7,570万4,000円の事業費の内、17地区2,965万4,000円を繰越したいとするものであります。それから、同じく現年災災害復旧事業5億9,707万7,000円の事業費の内、29地区3億4,443万3,000円、合計で9億3,826万3,000円でございます。いずれ

も適正工事期間を見込みますと、年度内に工事が完成しなかったことにより、翌年度へ繰り越すものでございます。えー、財源の内訳につきましては右の覧にございますように、国県支出金 7 億 8,156 万 2,000 円、地方債 1 億 1,090 万円、分担金 99 万 1,000 円、一般財源が 4,481 万円でございます。以上、報告いたします。

○保健福祉課長

それでは、報告第 2 号 平成18年度 辰野町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書のご説明を申し上げます。事業名は介護保険制度改正に伴うシステム改修事業であります。さきほど補正予算でもご承認をいただいたところでありまして、金額が 243 万 4,000 円の内、177 万 8,000 円を繰り越すものであります。財源内訳であります、国県支出金が 88 万 9,000 円、一般財源としまして 88 万 9,000 円、国補助事業でありまして 50%の補助事業であります。以上、報告申し上げます。

○まちづくり政策課長

えー、報告第 3 号 平成18年度 辰野町土地開発公社事業決算書及び平成19年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出につきまして、報告させていただきます。えー、1 ページをお開きください。概要でございますけれども当公社では経営健全化計画にいたしまして、供用済みの公有地、新町後山地区 9,900 ㎡を処分いたしました。えー、造成用地地区では上辰野中道地区 272 ㎡、中山南地区 284 ㎡、南部地区 925 ㎡、新町後山地区 3,465 ㎡、宮木地区 253 ㎡を処分いたしまして、残りを19年度へ引き継いだものでございます。理事会につきましては、計 3 回の理事会におきまして、予算、決算を始め、事業計画、事業報告等の全議案承認を頂きました。続きまして 1 ページをお願いいたします。平成18年度辰野町土地開発公社決算報告書でございますが、収益的収入及び支出でありますけれども、収入が決算額で 3 億 8,177 万 7,970 円、支出が決算額で 3 億 8,173 万 8,338 円、収入から支出を引きました 3 万 9,632 円が当年度純利益でございます。4 ページに損益計算書に計上してございますので、後ほどご覧を頂きたいと思っております。2 ページの資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は決算額 8 億 2,200 万円、支出で決算額 11 億 3,332 万 8,615 円、資本的収入額が

資本的支出額に不足する額 3 億 1,132 万 8,615 円は、内部留保資金で補填をいたしました。3 ページをお開きを頂きたいと思いますが、財産目録であります。資産では現金預金 8,707 万 4,545 円、未成土地 24 億 1,131 万 8,836 円、資産合計 24 億 9,839 万 3,381 円、負債では、短期借入金 24 億 2,100 万円、負債合計 24 億 2,100 万円でございます。差し引き純資産といたしまして、7,739 万 3,381 円でございます。えー、損益計算書はさきほどのとおりでございますので、5 ページへお願いいたします。貸借対照表でございます。流動資産、現金預金、未成土地を合わせまして、24 億 9,839 万 3,381 円、負債の部におきましては 24 億 2,100 万円、それから資本金の関係であります。基本財産が 300 万円でございます。準備金につきましては、前期繰越準備金 7,435 万 3,749 円、当期純利益 3 万 9,632 円、準備金合計 7,439 万 3,381 円、資本合計 7,739 万 3,381 円、負債資本合計が 24 億 9,839 万 3,381 円となりました。以下、6 ページから 9 ページまで参考資料を添付致しましたので、後ほどご覧を頂きたいと思います。えー、続きまして、3 枚ほど飛ばして頂きまして、平成 19 年度辰野町土地開発公社事業計画書をお開きを頂きたいと思います。平成 19 年度辰野町土地開発公社事業計画書でございます。えー、基本計画でございますが、土地の新たな取得につきましては計画はございません。土地造成事業におきまして、処分事業として 8 地区 18,597 m² の分譲を予定し、17 地区の造成分譲を計画をしているところであります。3 番の土地処分予定事業量でございますが、土地造成処分面積が 1 万 8,597 m²。主なものといたしまして、土地開発公社経営健全化計画に基づきます後山地区調整池でございますが、10,316 m²、宮木林ノ下 1,024 m²、赤羽南 607 m² 等を予定をさせて頂いております。平成 19 年度の事業地区でございますが、公有地の地区で 4 地区、赤羽地区、桜町地区、平出四ッ角地区、宮所中央地区、それから造成事業用地で 17 地区、前年度から継続をしている以下のところでございます。えー、辰野町土地開発公社の経営健全化計画の計画に基づきまして、今年度も経営健全化計画を引き続き実行をさせて頂きたいと思っております。えー、続きまして、平成 19 年度の辰野町土地開発公社事業会計の予算書をご覧を頂きたいと思います。1 ページをお開きを頂きたいと思いますが、えー、業務の

予定量でございますが、土地処分事業予定面積、完成土地等事業処分予定面積が18,597㎡、収益的収入及び支出につきましては、事業収益で4億163万1,000円でございます。えー、事業費用も同額でございます。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は3億4,000万円、資本的支出は7億5,261万6,000円、資本的収入額が資本的支出額に対しまして、不足する額4億1,261万6,000円につきましては、当年度の損益勘定を留保資金で補填するものでございます。借入金につきましては、借入金の限度額は25億円と定めさせて頂きました。以降3ページから5ページまでは実施計画を添付いたしましたので、参考にして頂ければと思います。以上、報告を終わらせて頂きます。

○開発公社常務理事

それでは、報告第4号、平成18年度 辰野町開発公社事業決算書及び平成19年度辰野町開発公社事業計画書の報告を申し上げます。まず1ページ目をお開き頂きたいと思います。概況からご説明申し上げます。辰野町開発公社につきましては、荒神山スポーツ公園及び公園内の体育施設、社会体育館、丸山球場の受託管理、たつのパークホテルの経営、かやぶきの館、よりあい工房、土恋処よこかわの管理、湯にいくセンター、パークセンターふれあいの管理運営、自主事業といたしまして、湯にいくセンターふれあいの売店経営、公園内の利用促進のための各種イベントを行ってまいりました。また、パークホテルを除く各施設の指定管理者への移行が進められ、開発公社を取り巻く環境が大きく現在変わってきております。湯にいくセンターにつきましては、18年4月2日に100万人を達成をいたしまして、大きな節目となりました。利用者につきましては、朝の利用者は増えておりますが、昼間、夜間の利用者の減少により、全体で4%の減となりました。18年9月1日からは、町の指定管理者制度の導入により、民間会社が管理をいたしております。体育施設の管理につきましては、18年6月1日から指定管理者として町と基本協定を結び、荒神山スポーツ公園内の社会体育施設及び丸山球場、社会体育館の受託管理をしております。町民体育館、武道館につきましては、応急的な雨漏り対策をして利用して頂いておりますが、トイレについては給排水管が古く、早急な修理が必要になって

きているのが現状であります。体育施設全体について老朽化が進み、管理には現在苦勞をしておりますが、利用に支障がないよう安全に注意を払い管理をしてまいりました。利用の状況は、相対的には減少しておりますが、ほたるドームは24.5%の増となっております。マレットゴルフ場は林間コースが好評で大会等多数開催され、高齢者の健康増進には役立っているものと思われまゝ。2ページをご覧頂きたいと思ひます。パークセンターふれあいにつきましては、18年7月1日から、指定管理者として町と基本協定を結び、受託管理をしております。ITルームの利用は減少したものの全体では3%の伸びとなっております。たつのパークホテルにつきましては、宿泊で900人、日帰りで3,560人の減、入浴では841人の増となりました。このような中、職員の販売努力と人件費、料理原価の改善、食材の適正仕入等、使い方の改善等によりまして、18年度単年度で40万7,088円の黒字決算となりました。かやぶきの館は、権兵衛トンネルの開通に期待をいたしました。が、さほどの影響は見られませんでした。閑散期対策といたしまして、1月から4月にかけて冬季川島地区入浴バスの運行、のんびり日帰りプランを実施、275名の利用があり、18年度単年度333万9,057円の黒字決算となりました。続きまして、6ページ7ページの各施設の利用状況、10ページから14ページの一般会計収支決算につきましては、ご覧を頂きご説明を省略をさせていただきます。15ページをお開き頂きたいと思ひます。一般会計の正味財産増減計算書を説明を申し上げます。増加原因の部で営業収益であります。湯にいくセンター、公園管理、社会体育館パークセンターふれあい、販売事業、イベント事業のそれぞれの収入合計で8,466万9,293円あります。営業外収益で5,238円、増加額が合計で8,467万4,531円となりました。減少原因であります。が、営業経費では湯にいくセンター公園管理、社会体育館、パークセンターふれあい、販売事業、イベント事業、事務局費、理事会を含めまして8,429万7,855円あります。当期正味財産増加額が37万6,676円の黒字となりました。期末正味財産合計額は3,748万7,006円あります。16ページ17ページの一般会計の貸借対照表、財産目録はご覧を頂きたいと思ひます。続きまして、たつのパークホテルの事業特別会計決算について申し上げます。19ページから22ページ

ジの収支決算書は、ご覧頂き説明を省略させていただきます。23ページをお開き頂きたいと思います。たつのパークホテル事業特別会計正味財産増減計算書の説明を申し上げます。増加原因の部で営業収益であります。利用収益、売店収益、その他収益合わせまして、3億4,347万3,801円、営業外収益、雑収入、利息、消費税含めまして、1,896万3,291円、増加合計が3億6,243万7,092円、減少原因ですが、営業経費、給与費、材料費、売店、経費等で、合計3億4,953万269円、営業外費用で支払利息、消費税等で1,249万9,735円で減少合計が3億6,203万4円となり、当期正味財産の増加額が40万7,088円の黒字となり、期末正味財産合計額は、マイナスの1億9,004万6,922円となりました。24ページ25ページは省略させていただきます。続きまして、かやぶきの館事業特別会計決算について申し上げます。27ページから30ページの収支決算書は、ご覧頂き説明を省略させていただきます。31ページをお開き頂きたいと思います。かやぶきの館事業特別会計正味財産増減計算書の説明を申し上げます。増加原因の部で、営業収益であります。利用収益、売店収益、合わせまして1億4,335万6,891円、営業外収益の消費税で669万9,756円、町の負担金1,000万円、7月1日から町の指定管理者制度導入によります指定管理料1,163万3,000円、これは、かやぶきの館、よりあい工房、土恋処よこかわの3施設であります。増加合計が1億7,168万9,647円、減少原因ですが、給与費、材料費、経費で、合計1億6,446万1,565円、営業外費用で、消費税で388万9,025円で、減少合計が1億6,835万590円となり、当期正味財産の増加額が、333万9,057円の黒字となり、期末正味財産合計額は、1,436万1,115円となりました。32ページ33ページは省略をさせていただきます。引き続きまして、平成19年度辰野町開発公社事業計画を申し上げます。33ページの次に1ページとありますので、1ページ目からお願いをしたいと思います。平成18年5月公益法人制度が改正され、平成25年12月までに移行が義務付けられました。また、平成18年度から辰野町は指定管理者制度の導入を行い、開発公社を取り巻く状況につきましては、大変大きな変革となっております。19年度は辰野町開発公社改革実施プランに基づき関係部局と連携し、開発公社の効率的運営に積極的に取り組みます。また、

指定管理者として受託施設の管理業務を見直し、一層の経費の節減と真に住民サービスに結びついた運営となるよう努力をしてみたいと思っております。受託施設の管理運営であります、スポーツ公園関係であります、荒神山スポーツ公園はスポーツ施設はもとより、たつの海を中心に、桜、つつじ、さつき、あじさいなどの植栽も豊かに四季を通じて楽しめ、多くの町民の皆さんの憩いの場として利用されております。体育施設につきましては、老朽化が進み修繕が必要となっておりますが、公園管理については安心安全に心掛け、指定管理者制度のメリットが出せ、さらに快適さが感じられ、多くの皆さんに親しまれる公園づくりを目指しております。年間利用見込みは表のとおりであります。次にパークセンターふれあいは、利用は少しずつは伸びておりますが、利用者の現在固定化も見られます。幅広い利用を促進するため、自主的な講習講座の開設も必要となっており、新たな利用方法についても提案を受け、利用促進を図っていきたいと思っております。年間利用見込みにつきましては、2ページの表のとおりであります。開発公社自主事業であります、6項目の自主事業の展開を計画しております。現段階で終了している事業もあり、第13回の荒神山さくら祭りにつきましては、天候等にも恵まれ、昨年を15%上回る人出となり、荒神山の桜も徐々に町内外にも知名度が増してきているものと思われ、たつのパークホテルであります、3ページにあります運営に対する基本コンセプトの明確化、柱となる人材の育成、営業力の強化の3項目を最重点課題として取り組んでまいりたいと思っております。19年度目標は表のとおりであります。かやぶきの館であります、19年度は指定管理者制度の本格的なスタートとなり、10月には10年目を迎えます。年代層に合わせた商品の企画販売、地域の方々との共同でのイベントの実施、既存のイベントの参加、滞在農園利用者との交流、この3項目を計画し事業を進めたいと思っております。計画については4ページの表の通りであります。えー、続いて6ページをお願いしたいと思います。えー、19年度辰野町開発公社一般会計収支予算書について説明を申し上げます。中科目のところでもとめさせて頂きますのでよろしくお願ひしたいと思います。まず収入の部で、基本財産運用収入で1,000円、指定管理料として、公園、

社会体育館、パークセンターの管理受託収入 3,159 万 3,000 円、施設利用収入といたしまして、公園社会体育館、パークセンターの利用収入 874 万 2,000 円、自主事業として販売自主事業で85万円、町負担金 1,768 万 5,000 円、雑収入 1 万 3,000 円、当期収入合計 9,599 万 4,000 円の予定であります。7 ページの受託事業であります。湯にいくセンターは今年度から指定管理料 0 となっております。公園管理は 2,351 万 1,000 円、7 ページから 8 ページにかけての社会体育館管理費は 153 万 2,000 円、パークセンターふれあい管理費 413 万 9,000 円、自主事業といたしまして、自主事業費 106 万 9,000 円。9 ページの管理費として、事務局費 2,833 万 6,000 円、理事会費 20 万円、当期支出合計が 5,878 万 7,000 円、当期の収支差額が 9 万 7,000 円のプラスの予定であります。続いて 11 ページ、19 年度パークホテル特別会計収支予算書をお願いしたいと思います。収入の部であります。事業収入合計 3 億 4,970 万円、宿泊、日帰り、売店、冠婚葬祭費、ラウンジ・パブ、リフレ、その他事業収入であります。12 ページの事業外収入は 3,360 万 5,000 円で、雑収入、預かり金、その他雑収入であります。当期の収入合計は 3 億 8,330 万 5,000 円であります。13 ページをお開き頂きたいと思っております。支出の部であります。事業費 3 億 6,480 万円あります。給与費以下管理経費までであります。14 ページから 15 ページにかけての事業外費用 1280 万円は、支払利息、入湯税、消費税であります。借入金返済 400 万円、予備費 30 万円で、当期支出合計 3 億 8,190 万円、当期収支差額はプラスの 140 万 5,000 円を予定をいたしております。続きまして、17 ページ、19 年度かやぶきの館特別会計収支予算書をお願いしたいと思います。収入の部であります。事業収入合計 10 億 5,730 万円、宿泊、日帰り、売店、工房、土恋処の利用収入であります。18 ページをお願いしたいと思います。事業外収入といたしまして、雑収入、預かり金で 651 万円、指定管理料 1,550 万円、当期収入合計 1 億 7,931 万円あります。支出の部事業費で 18 ページの給与費から 21 ページの土恋処よこかわ管理費まで、1 億 7,434 万円、事業外費用として、消費税、予備費で 351 万円あります。当期支出合計 1 億 7,785 万円、当期収入収支差額 146 万円のプラスを予定をいたしております。以上で開発公社の報告を終わらせて頂きます。

○議長

只今、4件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第26、請願・陳情書についてを議題とします。請願・陳情書についてはあらかじめ文書表を配付してあります。

ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○事務局長

(局長文書表朗読)

○議長

以上、請願・陳情4件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

散会 12時30分

平成19年第5回辰野町議会定例会議録(14日目)

1. 招集年月日 平成19年6月6日
2. 開会場所 辰野町議事堂

3. 開会年月日 平成19年 6月19日 午後2時

4. 議員総数 14名

5. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀夫
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

6. 会議事項

日程第1 議案第16号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員
の処遇等に関する条例の制定について

日程第2 議案第17号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の
制定について

日程第3 議案第21号 平成19年度辰野町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 請願・陳情についての委員長報告

日程第5 議員提出議案の審議について

日程第6 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第7 辰野町議会議員の派遣について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	総務課長	平泉 栄一
まちづくり政策課長	小澤 辰一	住民税務課長	野澤 修一
建設水道課	根橋 正美	産業振興課長	桑沢 高秋
保健福祉課長	赤羽 敏明	会計管理者	加島 範久
教育次長	白鳥 義政	病院事務長	金子 文武

福寿苑事務長 小 沢 睦 美 消防署長 欠 席
開発公社常務理事 竹 淵 光 雄 代表監査委員 小 野 眞 一

8. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長 竹 入 俊 男
議会事務局庶務係長 飯 澤 誠

9. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席 第5番 宇 治 徳 庚
議席 第6番 宮 下 敏 夫

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、第5回定例会14日目の会議は成立いたしました。ここで欠席届の報告をいたします。消防署長が太腿の肉離れのため欠席する旨の届けが出ております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第16号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について。日程第2、議案第17号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の制定について。以上2議案を一括議題といたします。総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長、矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の委員長報告でございます。本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第16号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について、議案第17号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条

例についての以上2件の条例案について、去る14日町長並びに担当課長、職員と同席を求め、慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告いたします。なお冒頭、町長より、新聞報道で明らかになった、たつのパークホテルの職員の不祥事の件について報告がありました。今後はスピーディーな報告をお願いするものであります。議案第16号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について、この条例制定は国の法律を受け、町が条例によって国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関等に派遣する一般職員の処遇を定めるもので、第2条では派遣できる機関、派遣できない職員を限定し、第3条では、派遣の期間は原則3年以内としています。第4条、第5条においては、派遣職員の給与の支給割合を定め、第6条では退職手当について派遣先の機関の業務を公務とみなし、不利益にならないよう規定しています。町では、本年秋より職員の同意を得て、青年海外協力隊へレントゲン技師1名を2年間派遣する計画があり、国際貢献や職員の資質の向上等の面からも意義あるものです。委員からは、国際協力機構JICAより給与の補償がなされるとしても町から給与を支給される以上、職務復帰後の転職に対する規制を盛り込むべきとの意見が出され、規則の中で対応することとしました。議案第17号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の制定について、この条例制定は、たつのパークホテルが町有財産となることに伴い設置及び管理に関する条例を制定、指定管理者による管理を可能とするものです。たつのパークホテルの社団法人信州長野県観光協会への年賦金納入が完了し、町有財産となることに伴う設置及び管理に関する条例を制定したいとするものです。委員会の審査では両議案とも早期に条例制定すべきとの意見が多く出され、裁決の結果全員一致で可決と決しました。議員全員の賛同より原案可決くださいますようお願いし、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

○議長

討論を行います。ありませんか。

(討論なし)

○議長

討論を終結いたします。

○議長

これより採決いたします。始めに、議案第16号 辰野町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。次に、議案第17号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。日程第3、議案第21号 平成19年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

○議長

これより質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

○議長

討論をおこないます。ありませんか。

(討論なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第21号 平成19年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。日程第4 請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、常任委員会へ付託となりました請願・陳情について、各常任委員長より、審査結果の報告を求めます。始めに、陳情第5号 日豪 EPA 交渉及び WTO 農業交渉に関する陳情書について、総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長 矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長

議会初日において、総務産業建設常任委員会に付託された請願陳情は、陳情第5号 日豪 EPA 交渉及び WTO 農業交渉に関する意見書提出を求める陳情です。6月14日、委員全員出席し担当課長の出席を求めて慎重に審査を行いました。その結果を報告いたします。陳情第5号については、WTO 世界貿易機関協定とは、農産品、鉱工業製品の関税削減や、国内補助金、輸出補助金の削減など、サービスや途上国開発問題、私的所有権など、加盟する国全体の共通のルールであります。EPA 経済連携協定とは、FTA 自由貿易協定の要素を含みつつ、契約国間で経済取引の円滑化経済制度の調和協力の促進等、市場制度や経済活動の一本化のための取引を含む対象分野の幅広い協定とされているところ、政府は、今年からオーストラリア政府と EPA と FTA 交渉を行う方針で、豪州政府は交渉の場では農産物を含む関税撤廃を強く主張すると見られています。もし豪州政府の要求どおり農産物の輸入関税が全面的に撤廃され WTO の関税が削減されると、牛肉は国内生産が半減し、小麦、乳製品などは国内製品の全量が豪州産に置き換わるため、農業生産額は約 3 兆 6,000 億円減少となり、現在カロリーベースで40%の食料受給率が12%まで低下し、国内総生産 GDP が約 9 兆円減少、また約 375 万人分の就農の機会が喪失し、関連産業へ深刻な打撃、地域経

済社会の崩壊を招くこととなります。また、オーストラリアの農業生産条件は、極めて不安定であり、これに安易に依存することは我が国の食料安全保障上危惧されることです。以上から、陳情第5号は時宜を得た陳情であるとの意見により、委員全員一致採択と決しました。議員全員のご賛同により陳情を採択して頂き、政府機関への意見書についてもご賛成頂きますようお願いして審査報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑討論をおこないます。ありませんか。

(質疑討論なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより、日豪 EPA 交渉及び WTO 農業交渉に関する陳情書を採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご意義ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、請願第6号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書。請願第7号 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書。請願第8号 長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書。以上3件について、社会福祉教育常任委員会における審査結果を、社会福祉教育常任委員長、山岸忠幸議員より報告を求めます。

○社会福祉教育常任委員長

去る14日、委員会室において委員全員出席のもと、当委員会に付託された、請願第6号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書。請願第7号 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書。請願第8号 長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書。の請願3件について

慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。本請願3件については、ここ数年来ほぼ同じ内容で提出されているものです。今回1期目の議員が半数以上いることから、義務教育費国庫負担制度の変遷、複式学級の編成基準の国と県の制度の違いについて、また少人数学級と県独自の30人規模学級の違い等について、教育長より説明を受け審議に入りました。請願第6号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書、提出者 長野県上伊那郡辰野町公立学校教職員組合、執行委員長 酒井直彦氏、紹介議員 船木善司議員。本請願は、国の平成20年度予算編成において、1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。2. 国庫負担金からすでに除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを還元すること、の意見書提出を求め、国の関係機関に提出することを要望した請願であります。委員会では、義務教育費国庫負担法の平成13年と平成18年との比較、また教育費の一般財源化により教育費に地域格差が生じる実態、さらに他事業に使われてしまう恐れのあること等論議され、国の責任として、義務教育の機会均等を目指した義務教育費国庫負担制度を堅持することが必要であるとしました。請願の趣旨に賛同し委員全員賛成にて、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出すべきであると採択に決しました。次に、請願第7号 少人数学級の早期実現や複式学級の編成基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、提出者 長野県上伊那郡辰野町公立学校教職員組合、執行委員長 酒井直彦氏、紹介議員 船木善司議員。本請願は平成20年度の国の予算編成にあたり、どの子にも行き届いた教育をするために、少人数学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書を、政府及び関係行政官庁に提出することを要望する請願であります。委員会では、国の少人数学級の基準が40人であること、また次の請願とも関わってきますが、長野県の実施している30人規模学級の基準が35人であること。これにより町内の学校では、両小野小の4年と6年が、国の基準では1クラスのもの、県独自の基準により2クラスになっていること。また西小の1年で、2クラスが3クラスとなっていること。さらに複式学級の基準についても、国が隣り合

う学年の児童数の合計が16人以下で複式となるものが、県では8人となっており、現在町内では川島小の4年と5年が複式となっていますが、2年3年が国の基準では複式となるものが、県の基準により救われているといった状況の説明を受けました。委員からは自分の子供時代の話から、あまりにも少人数の学級もいかなものか、競争力の低下といったこともあるのではないかといった意見もありましたが、教育長の実務経験の話や自分たちの子育ての経験から、委員会として、現在の国の基準よりはさらなる少人数学級が望まれるとしました。複式学級についても、一議員の経験談や実際の複式での事業状況の説明から、複式学級は極力避けることが必要との結論に達しました。こうしたさらなる少人数学級の編成、また複式学級の解消のため、教職員の定数増も必要であるとし、委員全員本請願の趣旨に賛成にて意見書を提出すべきとし採択に決しました。次に、請願第8号 長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、提出者 長野県上伊那郡辰野町公立学校教職員組合 執行委員長 酒井直彦氏、紹介議員 船木善司議員。本請願は、平成20年度の長野県の予算編成にあたり、どの子にも行き届いた教育をするために、1. 長野県独自による30人規模学級の小中全学年への早期拡大。2. 複式学級の解消。3. 県独自での教職員配置増を求める意見書を長野県知事に提出してもらいたいとの請願であります。本請願は、先の請願第7号とほぼ同一内容のものを県に求めるものであります。それぞれ、先の意見により賛同できるものであり、趣旨のとおり長野県知事宛に意見書を提出すべきであるとして、委員全員一致にて採択に決しました。以上、請願3件の委員会における審議結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同を頂きますようお願いするものです。以上、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑討論をおこないます。ありませんか。

(質疑討論なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより採決いたします。始めに、「義務

教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員数定数増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。日程第5 議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号 日豪 EPA 交渉及び WTO 農業交渉に関する意見書の提出についてを議題と致します。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(議案朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、発議第1号 日豪 EPA 交渉及び WTO 農業交渉に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について、発議第3号 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について、発議4号 長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について、以上、3件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(議案朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。始めに、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。次に、発議第3号 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。発議第4号 長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提

出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。日程第6 「議会閉会中の委員会の継続審査について」を議題といたします。総務産業建設常任委員長、社会福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されております。お諮りいたします。議会会議規則第72条の規定により、各委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第7 辰野町議会議員の派遣についてを議題といたします。事務局長より、お手元に配布した辰野町議会議員の派遣についてを朗読いたさせます。

○局長

(朗読)

○議長

本案は、辰野町議会会議規則第116条の規定に基づくものであります。派遣の目的など明らかになっておりますので、原案のとおり議員を派遣したいと思います。これにご意義ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、初当選議員研修に8名、2常任委員会合同視察研修に14名の議員を派遣することに決定致しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

えー、議会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。えー、今

月の6日から始まりました辰野町議会 6月議会ということであります。
えー、議員改選後初めての議会定例会ということで、皆さん方にもご苦勞
掛けられた議員もいらっしゃるわけですが、いろいろご提案頂きました
こと、即刻できなくても、また頭に置いておいて、予算あるいはまたでき
る機会があり次第捉えていくということも事実でありますので、議会の一
般質問だけで最終結論を出して、ここで全部終了とこういうことではござ
いませんので、ひとつご理解を頂きたいとこんなふうにも思っている次第
であります。特に多くの皆さん方から提案頂きました辰野町立総合病院の
問題などにおきましても、また財政問題に対しましても、多分に規制が今、
国の方は緩和をしている事態ではありますけれども、規制で雁字搦めのも
のが病院運営であります。財政ももちろんであります。ま、そういうこと
でありますので多分に国次第という部分も多々あるわけですが、ま、
そこを垣間巡ってどんなようになるか、また情報をしっかり取りながら、
また要望に住民負託に答えていきたいとこう考えておりますので、今後も
引き続きご指導頂きたいとこのように思う次第であります。えー、それ
では、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきますが、今後も引き続き、
皆さん方の賢明な町に対します研鑽努力を頂く中で、ご提案頂ければと思
いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして、6月6日に開会い
たしました、平成19年第5回 辰野町議会定例会を閉会といたします。大
変ご苦勞さまでございました。

11. 閉会の時期 平成19年6月19日 14時45分

この議事録は、議会事務局長 竹入俊男、庶務係長 飯澤誠の記録したもの
であって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番